# 田中昌人の発達論における「ヨコへの発達」

一可逆操作概念との関連から一

#### 基礎教育学コース 森 和宏

"Horizontal Development" in Developmental Theory by Masato Tanaka

—In Relation to the Concept of Reversible Operation—

#### Kazuhiro MORI

This study examines "Horizontal Development" in Masato Tanaka's developmental theory in relation to the concept of reversible operation. The concept of reversible operation defined "Horizontal Development", which revealed that developmental pathways are common regardless of disability. Developmental theory was constructed that relates individual development and social change, mediated by "Horizontal Development." In the theory of "Horizontal development", the perspective that emphasizes relationships between children was relegated to the background.

#### 目 次

- 1. はじめに
- 2. 可逆操作の導入と「ヨコへの発達」
  - A. 可逆操作と「ヨコへの発達」の萌芽
  - B. 可逆操作による「ヨコへの発達」の定義づけ
- 3. 「発達・差別・歴史」という視座
  - A. 「差別」 認識の深まり
  - B. 個の発達と社会変革をつなぐ媒介としての「ヨコへの発達」
- 4. 「異質な複数集団の保障 | 論の提起と深化
  - A. 「異質な複数集団の保障」論と「ヨコへの発達」
  - B. 実践の進展と「異質な複数集団の保障」論の変
- 5. おわりに

注

#### 1. はじめに

本稿は、発達保障論の主唱者である田中昌人(1932-2005)の発達論において、「ヨコへの発達」<sup>1)</sup>概念がいかに位置づけられていたかを考察することを目的とする。田中の構築した独自の発達段階論において中核となった可逆操作概念との関連に注目しつつ、田中による「ヨコへの発達」論を跡づけたい。

田中昌人は、新制京都大学の発足と同時に新設された京都大学教育学部に1950年第二期生として入学、教

育心理学研究室で正木正や苧阪良二に指導を受け、卒業後は同研究室で2年間助手を務めた。その後、正木らによる知的障害児の社会的予後に関する共同調査に参加した縁で、1956年からは滋賀県の児童施設である近江学園に研究部員として着任した<sup>2)</sup>。

近江学園着任後は主として知的障害児の発達過程に関する研究を進め、それらの成果と学園の実践の蓄積を総括するかたちで、1960年代に入って「発達保障」を提起した。この近江学園での研究・実践を源流としつつ、1967年には田中を初代の全国委員長として、全国障害者問題研究会(以下、全障研)が結成された。全障研は「発達保障はすべての人間の権利である」という発達保障論を理念に掲げ、教育・福祉・医療・労働など諸領域における障害児・者の権利保障に大きく貢献した。とりわけ教育においては、1979年の養護学校義務制実施を求める運動を展開し、「権利としての障害児教育」の実現を後押しした³)。

近江学園での研究・実践にもとづいて構築された田中の発達論の中核は、「可逆操作」という概念による独自の発達段階論である。先行研究でも指摘されてきたように、その特徴は、近江学園が対象としてきた知的障害児、とりわけ重度知的障害児の発達可能性やその過程の解明にこだわった点にある<sup>4)</sup>。それは、当時主流だった研究や知能検査などが健常児との比較によって知的障害児の発達/教育可能性の否定にしばしば結びつけられていたことへの鋭い批判でもあった。この

ような研究上の意義を指摘できる一方で、田中の可逆操作概念などに基づく発達理論はしばしば難解なものとして捉えられており、それが広く受け入れられ、また全障研の発達保障論が大きな成功を収めたのは、個人の発達と社会変革とを結びつける大きな構想を打ち出したことによるところが大きい<sup>5)</sup>。そのことによって、日教組運動などとも結んで、発達保障論は学界・実践現場への広範な影響力をもつことになった。

本稿では、このような田中の発達論のなかでも、「ヨコへの発達」概念に注目する。「ヨコへの発達」は発達保障論において共有されてきた発達観であり、能力が「ウエへのびる」ことだけではなく、「ヨコへひろがること」をも発達として捉える見方として、1960年代後半に近江学園において田中らによって提起された<sup>6)</sup>。明確な定義はなされていないが、発達段階や能力の高次化(いわゆる「タテへの発達」)では捉えられない「幅広い『発達』のイメージ」を表現したものとして用いられてきた<sup>7)</sup>。また、発達段階の高次化が困難な重度障害児の「発達の無限の可能性」を示す概念としても使用され、上述の養護学校義務制などを求める全障研運動の重要な根拠となった<sup>8)</sup>。

これまで田中の発達論に関する研究は、 可逆操作な どの独自の概念によって構築された発達理論について の検討を中心に進められてきた9)。また、社会変革を 見据えた発達論の構想についても、「発達の三つの系」 などの発達論が紹介されてきた100。いずれも田中の議 論に即して詳細な検討が行われているものの, 次のよ うな共通の課題を指摘できる。すなわち、基本的には 個人の発達過程を研究課題としていた田中がいかにし て社会変革を見据えた発達のグランド・セオリーを提 示したのか、またそれらはどのようにして論理的に結 びつけられることになったのかが明らかにされていな い点である。本稿はこの課題の解明のため、田中の 「ヨコへの発達」論に注目する。というのも、本論を やや先取りすれば、田中は「ヨコへの発達」を媒介に して、個人の発達と社会変革とを結びつけることに なったためである。「ヨコへの発達」の検討がほとん どなされていないがために、 先行研究は両者の連関を 上手く捉えきれていないように思われる。

なお、近年はこの「ヨコへの発達」概念を主題とする研究が蓄積されてきている。垂髪は、近江学園とびわこ学園における「ヨコへの発達」概念の形成過程を両施設で中心的な役割を果たした糸賀一雄、岡崎英彦、田中昌人の三者を取り上げて検討した<sup>11)</sup>。重度障害児の実践との往還という視点から、第一には1950年

代の近江学園での重度障害児の実践を通じて、糸賀らが障害児を「永遠の幼児」と捉える差別的な発達観を克服し、彼らの発達可能性に「共感」する「姿勢」や「まなざし」を獲得したことを明らかにした。次いで、1960年代に創設された重症心身障害児施設びわこ学園における重度障害児への岡崎らの実践を検討し、重症児たちの「内面」や「心」に寄り添う取り組みを通じて、「タテへの発達」が困難な重度障害児でも発達すること、またその発達の可能性は無限であることを三者が「ヨコへの発達」という言葉によって表現したことを指摘した。ただし、田中については「ヨコへの発達」を糸賀らと「共創」したとされるものの、彼の独自の発達理論との関連については言及がなされておらず、糸賀・岡崎に比べて田中による「ヨコへの発達」論の独自性は明らかになっていない。

筆者は、垂髪に代表される従来の研究が職員と子ど もとの関係に主眼を置いてきたことに注目し、「ヨコ への発達 | 概念の形成過程について、子どもたちの 「集 団 との関連において、近江学園の実践史に即して検 討を行い、従来の研究や田中の指導論とは異なって、 子どもどうしの関係において「ヨコへの発達」を捉え る視点が学園の職員たちによって共有されていたこと を明らかにした12)。また、1970年代にかけて「ヨコへ の発達 | 概念が使用されなくなる過程を全障研の結成 前後の議論を手がかりに検討し、全障研の結成を契機 に「ヨコへの発達」が全障研運動の拡大をも意味する ようになり、その後は「集団の発達」へと置き換わる ことで使用されなくなったことを指摘した<sup>13)</sup>。いずれ の研究においても田中の「ヨコへの発達」論には言及 されておらず、本稿の課題の解明によって、近江学園 における「ヨコへの発達」への多様な理解や、それが 70年代にみられなくなっていく過程について、より立 体的に把握することができると考える。

以下を踏まえて、まず第2章では可逆操作概念にも とづいて構築された田中の発達段階論において「ヨコ への発達」がいかに位置づけられたかを検討する。続 く第3章では、「ヨコへの発達」を通して田中がいか に社会への視座を獲得したのか考察する。最後に第4章では、「ヨコへの発達」の保障において重要と考え られた「異質な複数集団の保障」論について検討する。

#### 2. 可逆操作の導入と「ヨコへの発達」

本章では、可逆操作概念の導入によって構築が進んでいた田中の発達段階論において、「ヨコへの発達」

がいかに位置づけられていたのかを考察する。第一に、可逆操作と「ヨコへの発達」の両概念が近江学園において使用される前の、それらが萌芽的に語られていた時期にどのような議論があったのかを概観する。第二に、可逆操作によって「ヨコへの発達」が定義づけられることとなった時期において、それが「ヨコへの発達」においてどのようなことを含意することになったのかを検討する。

### A. 可逆操作と「ヨコへの発達」の萌芽

先行研究に従えば、それまで「発達の節」といった表現で理解されていた子どもの発達段階が「可逆操作」概念にもとづいて田中に記述されはじめたのは、1965年のことである<sup>14)</sup>。また、田中らによって「ヨコへの発達」という表現が初めて使用されたのは1966年のことである<sup>15)</sup>。ただし、筆者のこれまでの研究によれば、「ヨコへの発達」概念という表現こそみられないものの、1960年代前半には既に「ヨコへの発達」概念の萌芽が田中や職員のあいだで共有されていたことが明らかになっている<sup>16)</sup>。そこで、本節では、近江学園が発達段階に依拠して実践を行うようになった1961年以降を対象として、当初どのようなことが議論されていたのかを概観したい。

1956年に近江学園研究部に着任した田中は、「現行の知能テスト類によっては、精薄児と普通児の大まかな区別をすることはできても、精薄児を指導上のさまざまな要求に応じて、的確に把握することはむずかしい」という問題意識から、「精神薄弱児用テスト」の作成に取り組んだが、ここには後年にも連なる田中の問題意識が表明されている<sup>17</sup>。田中は続けて、次のように述べる。

これまでの発達研究はその多くが発達傾向ないしは 発達段階(いつになったらどういうことができる か)の研究であって、発達過程(どういうしかたで そういうことができてき、条件がかわるとどういう ぐあいにそのできかたがかわってくるのか)の研究 は十分なされているとはいえないのみならず、方法 論的考察も十分ではない<sup>18)</sup>。

このように従来の発達研究の方法論が問題視されたのは、それらが知的障害児にとっては「同じ生活年令、同じ精神年令の普通児とくらべて、その違いを問題とする見方」になってしまい、彼らなりの「できかた」ではなく、普通児と比較したときの「できなさ」が強

調されてしまうことにあった<sup>19)</sup>。このような問題意識にたって田中の研究は進められ、1959年からは障害の重い子どもたちにも可能な、バルブを握るといった行動に対する実験・観察が行われるようになった。翌1960年には知的障害児と普通児のいずれも精神年令(MA) 0才から10才までを対象として実験が行われ、バルブの把握反応をとりあげて、にぎったりはなしたり、あるいはじっともっていたりという様々な課題によって実験が進められた。

これらの実験・観察の成果として明らかにされたのは、発達がいくつかの発達上の壁によって段階づけられるということである。たとえば1961年の記録によれば、子どもたちは「IQ(知能指数)よりもMA(精神年令)的なもので共通している発達上の特徴を持っていて、それはMA的なものに換算すると  $3\sim4$  才、 $6\sim7$  才、 $9\sim10$  才の三つの壁で段階づけられる」ということが明らかにされたという200。

そして、これらの成果は「発達過程研究の中間成果」 として職員会議の場で学園内に紹介され、この成果を 受けるかたちで、1961年度からは「発達年令を基準」 とする新たな教育部制が採用された。

次に、同時期の「ヨコへの発達」に関する議論を概観する。拙稿で既に明らかにしたように<sup>21)</sup>、この1961年度からの教育部制における第一教育部の実践について、田中昌人は次のような総括をしている。

第一教育部のこどもたちのばあいは、できないことができるようになるということだけでなく、できるようになる場としての他の人、他の作業を問題にしてよいのだ、むしろすべきだということ。<sup>22)</sup>

「できないことができるようになる」というのがいわゆる「タテへの発達」であるから、ここで田中は「タテへの発達」では捉えきれないような子どもの変化が実践において確認されたこと、そのことが障害の重い子どもたちにとって重要であることを指摘していると考えられ、「ヨコへの発達」の萌芽といってよい見解である。これと関連して田中は後年に、「ヨコへの発達」概念の出自について、「子どもたちの発達をいわば縦へ・の発達というより(現場の中から出てきたことばですが)横への発達としてとらえる観点が出てきた(傍点は筆者)」とも回想している<sup>23</sup>。以上を踏まえれば、「ヨコへの発達」が当初は実践から出てきた子どもの成長の事例として、あるいはそれを捉える職員たちの「現場」での発達観として登場してきていたことが窺える。

以上のように、1960年代前半において既に、可逆操作という分析概念こそ登場しないものの、子どもの行動やその「できかた」に注目することで、「タテへの発達」にどのような段階が見られるかが明らかになりつつあった。そして、そのような「タテへの発達」を基準として実践が再編成されていくなかで、そのような発達の枠組みでは捉えきれない子どもの変化を捉える視点、つまり「ヨコへの発達」につながる視点が職員たちに共有されつつあったと指摘できるだろう。ただし、そのような見方はあくまでも実践を通して見出されてきた職員たちの発達観であって、発達研究を通じた理論的な検討はこの時点では行われていなかったとも言えよう。

# B. 可逆操作による「ヨコへの発達」の定義づけ

次に、1965年に導入された可逆操作によって「ヨコへの発達」がどのように定義づけられ、そのとき「ヨコへの発達」はどのような含意を得たのかを検討する。

可逆操作とは、田中によれば「外界の世界をとりい れ、新しい活動をつくりだし、そうすることで、自ら の内面を豊かにする営みにおける基本操作 である24。 あるいは、導入された当初の表現を借りれば「こども たちがどういうやりかたで主体的に世界を操作して いっているのか | を取り出したものである<sup>25)</sup>。筆者な りに改めて整理すれば、「外部の環境に対して、どのよ うに働きかけ、どのように認識しているか」によって 子どもの行動のパターンを取り出した概念である。こ の可逆操作の提起によって、田中は「可逆操作の高次 化における『階層―段階』理論| という独自の発達段 階論を構築していったが、その原点がこの1965年の導 入である。本稿が注目したいのは、1960年代において 田中が「ヨコへの発達」を可逆操作概念によって説明 しようとしていたという点である。たとえば、子ども の発達における「二つの方向」について、次のように 田中は述べる。

発達の一つの方向は可逆操作特性高次化の方向である。同時に二つの可逆操作をもたないので、高次化は発達の質的転換期を示す。しかし、この高次化の方向、いわばタテの発達は、可逆操作特性の交換性を志向的に高めていく方向、いわばヨコの発達を実現していく中で達成していく<sup>26</sup>。

ここでいう「可逆操作特性高次化の方向」とは,可逆操作にはいくつかの段階があり,それが次の段階に進

むことを指す。「質的転換期」とあるように、その前後 には質的な差異がみられ、それによって発達段階論を 構成できると考えられている。前述のような実験や実 践の反省によって得られていた「発達の節」を理論的 に説明したものであるということもできよう。では、 肝心の「ヨコへの発達」を意味する「可逆操作特性の 交換性を志向的に高めていく」ということは、何を指 すのだろうか。明快な解説は管見の資料からは確認で きないが、同一の可逆操作期、つまり同一の発達段階 における変化を指しているものと思われる。例えば、 「二次元可逆操作」というある段階の操作についてい えば、「つかまって立ち上がる、はって前へ進む、指を 吸いつつ脚をいじる、おもちゃをもって打ち合わす ……等々」のパターンがあり、それらには「無限の多 様性」があると田中はいう<sup>27)</sup>。以上から,「可逆操作特 性の交換性を志向的に高めていく というのは、同一 の可逆操作に当てはまると思われる行動のパターンが 多様に広がっていくことを指していると考えられる。 それは、前節で示したところの「できるようになる場」 が広がっていくということと重なっていると考えても よいだろう。

ここまでは前節の議論とも重なる部分が多いが、可 逆操作によって「ヨコへの発達」が位置づけられたこ との意味として重要なのは、研究の「段階的結論」と して,「心身障害児の発達はすべてのこどもの発達と 基本的に共通な機制をもって」いることが明らかにさ れた点である28)。もちろん可逆操作という概念そのも のが、あるいは上述のような田中の発達研究の方法論 そのものが、そのような障害の有無にかかわらない発 達の筋道の共通性を追求してきたことは事実である。 しかし、「タテへの発達」がほとんどみられない子ど もへの取り組みを通じて「ヨコへの発達」概念が形成 されてきたことを考えれば、可逆操作の導入だけでは 発達の普遍性を明らかにしたことにはならない。言い 換えれば、障害の程度にかぎらず確認される「ヨコへ の発達」が、可逆操作によって記述されたことによっ て、あらゆる子どもの発達の道筋の共通性、普遍性が 明らかにされたのである。

「ヨコへの発達」が可逆操作概念によって説明されたことで、発達の筋道の共通性や普遍性が明らかにされたことは、その後の全障研などの運動においても重要な論拠となった。したがって、「ヨコへの発達」を単なる発達観として捉えるのではなく、改めて発達理論のなかに位置づけようとした田中の試みは、障害児の権利保障において重要な役割を果たしたと考えられ

るだろう。

#### 3. 「発達・差別・歴史」という視座

本章では、田中が「発達・差別・歴史」という視座の提唱によって、個人の発達と社会変革とを結びつけるより大きな発達論の構想を打ち出したことと、「ヨコへの発達」概念との関連を取り上げる。第一に、「ヨコへの発達」概念と「差別」論との関連を検討する。第二に、さらに「歴史」の視点を加えることによって、田中が構想した発達論について考察する。

#### A. 「差別 | 認識の深まり

前章で明らかにされたように、田中は1960年代半ばに可逆操作によって「ヨコへの発達」を説明するようになり、障害の有無や程度にかかわらない発達の道筋の共通性を認識するようになった。そのことは、一見すると「発達」が難しいように思われる重度障害児の発達可能性への認識であると同時に、そのような発達が障害にかかわらず等しく価値をもつものであることへの気づきであった。一方で、そのとき田中は「現状の社会」が「操作特性の交換性を高める方向に協力的でない」ことをも意識するようになった。次のような田中の指摘は興味深い。

しかるに、現在は不当にも高次の可逆操作特性をもっているばあい、たとえその交換性が低くても前可逆操作特性より価値的に高いとされている。こういう自然的不平等容認がひとびとのものになっていくところで施設をつくることは、それにとどまる限り「部落」の形成である。それは封建制度の整備がすすめばすすむほど社会的不平等を容認した差別が形成されてきたのと同じことになる。こうした中で、精神薄弱児の人格形成に取り組む問題をいわゆる心理学的にのみ扱うならば、それは新しい差別形成への奉仕でしかなくなることが歴然としてきた290。

つまり、「ヨコへの発達」の重要性を認識しつつも、 そのような発達観の捉え直しが社会で共有されないか ぎりにおいて、近江学園のような「ヨコへの発達」を 丁寧に保障しようとする施設を作ることさえも「新し い差別形成への奉仕」に転じてしまう可能性がある、 ということである。こうして、「心理学」だけに拠る のではないかたちで、発達を構想する必要が田中にお いて生じたわけである。 もちろんそのような認識は「ヨコへの発達」のみに よってもたらされたわけではなく、背景には当時の社 会状況が大きく関与していると思われる。たとえば、 田中は次のようにも指摘している。

プログラム規定の実現が社会効用論的発想にもとづくとき、福祉制度の整備に名をかりたメリトクラシーがすすめばすすむ程、自然的不平等を容認した差別が形成されてくる。どの階層の可逆操作特性も交換性を高める方向で無限の可能性があり、無限への挑戦であるという意味で、どの階層の自己実現も価値的に等しく重んじられなければならない<sup>30</sup>。

当時は、全国学力テストの実施などにつづいて、1966年10月には中央教育審議会から「期待される人間像」が出されるなど、教育の能力主義的再編が進められようとしていた時期である。まさに社会効用論的な発想にもとづいて、生存権や教育を受ける権利などのプログラム規定の側面をもつ権利の保障が考えられようとしていたとき、現状の枠組みを維持したままに権利保障を考えることは「差別」であるというのである。社会効用論的な発想にもとづくかぎり、そこから脱却することはできず、「ヨコへの発達」はそのような潮流への根本的な批判であった。そこでは当時理論化が進みつつあった「可逆操作の高次化」だけでは十分でなく、その「交換性を高める」こと、つまり「ヨコへの発達」が重要な意味をもったのである。

# B. 個の発達と社会変革をつなぐ媒介としての「ヨコへの発達」

では、「ヨコへの発達」を重視するように社会全体の発達観を転換していくことが重要なこととして考えられたとき、田中はどのようにして実際の社会変革を構想したのだろうか。田中は、人類の権利創造の歴史に立ち返り、次のように考察した。

人類は権利の主体が反対物に転化する階級があらわれてきた時、収奪に抗して新しい権利を創造してきた。形式論理的な近代科学の誕生によるヒューマニズムは自由権をかちとった。自由権だけでは生産過程の変化にともなって権利の主体が反対物に転化することを解明した唯物弁証法的な現代科学によって生まれたヒューマニズムは社会権をかちとってきている。

ところが、資本主義国家体制は帝国主義化の傾向を

強めてくる中で権利を収奪した人たちに代償として 福祉を用意して、それが社会権の定着だという。これは権利の剽窃である。このとき、自然的不平等の 容認にもとづく権利の反対物への転化に、はどめを してく新しい権利創造のたたかいが必要になる。それが発達権をかちとるたたかいである。こうして、 かれらの権利が保障されていく運動のなかでのみ、 精神薄弱児に権利の主体をおいた研究は成立する<sup>31)</sup>。

つまり自由権、社会権につづく新しい権利として「発達権」を位置づけ、そのような権利獲得に向かうべき状況として、直面する社会状況をとらえ直したのである。そのような社会状況を「上へ伸びることを発達だとみる発達理解のしかたの発達障害」と田中は表現し、「ヨコへの発達」を広く社会に浸透させることで、社会の変革をめざしたのである。

さらに、そのように社会を変革し、そのことによって個人の発達を保障していこうとするとき、田中はその具体的な方法論として組合やサークルによる運動を強化していくことの重要性を強調した。

わたくしたちは、述べきたったような筋みちを、さらに実践の中で掘り起こしながら、わたくしたち自身が再結集をしていく必要があるとの判断に達しました。施設内だけではなく、施設外の人々と統一行動をしていくのです。わたくしたちが団結権をみずからのものにして組合を結成すること、サークル活動をすることはきわめて大切です。わたくしたちも有志で発達保障研究会を結成しました<sup>32)</sup>。

拙稿でも検討したように<sup>33)</sup>,「ヨコへの発達」は全障研の結成後に「運動の拡大」や「連帯の強化」を指すものとしても使用されるようになった。田中は1968年には子どもたちの権利が侵害されているとき、「それを打開していくために、私たちは組合を結成していくのだ」と述べている。しかも、「学園の中だけでの組合ではなくして、全国の仲間とつながりをもつた(原文ママ)組合を選んだのだということが言われており、自分たち自身のつながり、つまり「ヨコへの発達」が必要だ」と述べている<sup>34)</sup>。

以上のように、田中は「ヨコへの発達」概念を媒介 として、個人の発達と社会変革とを結びつける発達論 の構想を打ち出した。そのことによってこそ、発達保 障論は大きな成功を収めたのであり、その意味におい て、「ヨコへの発達」は発達保障論の中核であると言 えるだろう。

# 4. 「異質な複数集団の保障」論の提起と深化

本章では、田中の提起した「異質な複数集団の保障」論<sup>35)</sup> と「ヨコへの発達」概念の関連について考察する。詳細は後述するが、田中は60年代後半に「可逆操作の交換性を高める」、つまり「ヨコへの発達」を保障するうえで、「異質な複数集団の保障」が必要であることを提起した。この点について、以下、第一には「異質な複数集団の保障」論が提起される経緯を検討する。第二に、そのように提起された「異質な複数集団の保障」論が実践との還流によって深化していく過程をたどる。

#### A. 「異質な複数集団の保障」論と「ヨコへの発達」

田中が「異質な複数集団の保障」論を明確に提起し たのは、第2章で扱った1961年度からの実践の総括が 最初である。先にも触れたように、第一教育部の障害 の重い子どもたちにとっては、「できないことができ るようになるということだけでなく、できるようにな る場としての他の人、他の作業を問題にしてよいの だ、むしろすべきだ」と田中は主張した。このような 田中の指摘は以前に拙稿でも検討したように、「学習 集団」での成果を受けてのものであったが、田中は「こ の段階の子どもたちにも他の人との関係づけの方向で はたらきかけをすることが大切なのだということがわ かった (傍点は筆者) | という360。 つまり、「ヨコへの 発達」において、「他の人との関係づけ」が重要であ ると、実践から田中は読み取っていた。このことは、 実践を担当した職員たちが子どもどうしの関係におい て「ヨコへの発達」を見出していたという拙稿の指摘 とも合致する<sup>37)</sup>。

むしろ生活集団を基盤にしてなされるべきことかもしれない。あるいは、ほんとうは生産現場をもってなされるべきかもしれない。同質的な学習集団のなかだけでなく、等質的な生活集団、さらには異質的な生産現場という人間関係のなかでもこのグループ関係の指導はほりさげられる必要がある<sup>38)</sup>。

ここでは、後述の議論とは異なって、子どもに編成の 異なる複数の集団活動が保障されていることが重要な のではなく、それぞれの集団活動において「他の人と の関係づけ」あるいは「グループ関係の指導」を重視 していく必要を田中は指摘している。

ところが、「ヨコへの発達」が提起され、可逆操作概念によって説明されるようになった1960年代後半には、少し内容が異なってくる。たとえば、「一人の子どもが可逆操作の交換性を志向的に高めていくのに必要な、異質の複数の集団活動をもつこと」といった表現がみられるようになり、ここでは、上述の議論とは違って、集団内の関係だけではなく複数の集団活動をもつことそのものが重要視されている<sup>39)</sup>。

以上のような「異質な複数集団の保障」によって、子どもの「ヨコへの発達」が達成されるという実践論は、近江学園はもとより、1967年に結成された全障研でも共有されていた。全障研結成大会の基調報告では「ヨコへの発達を達成するためには、いかに吟味された構成であっても、一人に一つの集団しか保障されていなければ、その人は貧困化するのであり、… (中略) …一人の人に質的に異なる複数のものが保障される必要がある」と田中が提言するなど、広範な影響力をもったものと思われる400。

ここで田中が意図していたのは、「いつも同じ人、同じ集団との接触でなく、いろいろの人との接触、複数の集団に属することによって、豊かな発達を達成していく」ということであった<sup>41)</sup>。このとき、「障害児が普通児の中にいるだけ」や「障害児が同じ障害児とだけいる」のでは「貧困な一貫性」に陥ってしまい、複数の集団を保障し、多様な人と子どもが接触することによって「ヨコへの発達」を達成できると田中は指摘していた<sup>42)</sup>。

以上のように、田中昌人は子どもが多様なかかわりをもつことができるように、参加/所属する集団活動の多様性を確保することを主張していた。そこでは、画一的な編成の障害児集団だけでなく、健常児集団への障害児のいわゆる「ダンピング」への批判も想定されていた点は非常に興味深い。ただし、1960年代前半に田中が指摘していたような、あるいは職員たちが実践を通じて共有していたような子どもどうしの関係において「ヨコへの発達」をとらえようとする視点は後景に退いているように思われる。その背景には、「ヨコへの発達」が可逆操作によって位置づけられていたことによると思われる。田中は以下のようにも言う。

交換性を志向的に高めていくことによって、豊かな 発達を達成させることができるが、それは受動的な 働きかけによってなされるのではなく、自ら主体的 に行動することが要求されるのである。主体的に外 界に働きかけることによって、現実をよりよく反映し、またそれによって今度はより効果的に現実に働きかけることができるようになる<sup>43)</sup>。

つまり, 可逆操作によって子どもの発達を捉えるとき, 子どもは外部の環境に自ら主体的に行動する存在であ ると考えられる。そのとき、子どもが主体的に働きか ける対象として、外部の環境である他の子どもや集団 活動は把握される。このように、可逆操作に依拠する かぎりにおいては、子どもどうしの日常的な関係にお ける相互作用や、 友だちからの働きかけといった集団 の内部での関係性については十分に検討されないので ある。このような子どもの主体性に重きをおいた発達 論が、障害の重い子どもたちをも「権利の主体」とし て認めていこうとするとき, 重要な役割を果たしたで あろうことは否定できない。しかし一方で、職員たち が共有しつつあった子どもどうしの関係において「ヨ コへの発達 を把握しようとする視点は、可逆操作に よっては十分に理論化されることはなかった。この点 は可逆操作によって「ヨコへの発達」を位置づけよう とした田中の弱さと言うこともできるかもしれない。

## B. 実践の進展と「異質な複数集団の保障」論の変容

一方,近江学園の実践においては、必ずしも「関係」への視点が後景に退いたわけではなかった。拙稿の指摘の通り、1968年度以降の近江学園では、発達段階に依拠した集団編成ではむしろ、特に障害の重い子どもが他の子どもとのかかわりが乏しくなってしまうことが問題視されたからである。そこでは、生活年令を基準にすることによってかなり多様な発達段階の子どもから生活集団を編成することになった<sup>44)</sup>。

興味深いのは、このような実践の進展を受けて、田中自身も「異質な複数集団の保障」論を修正しようとしていた点である。1970年の実践に関する研究報告において、田中は次のように言及している。

すべての子どもにひとしく、各子どもに生活年齢の 共通な生活集団活動、学習する力の共通な学習集団 活動、生活年齢や学習する力に大きな幅のある人た ちと働くことをとおして認識を高めていく労働集団 を保障する<sup>45)</sup>。

結果的に、発達段階による「異質・同質・等質」という3つの集団のバランスは崩れているようにも思われる。学習活動は同質な集団であるが、生活集団や労働

集団は生活年令には違いがあるものの、発達段階でみればどちらもかなり多様な段階の子どもによる集団編成となっている。

このように、実践の成果を受けつつ、集団編成論を田中は深化させようとしていた。しかし、これも拙稿で指摘したように、そのような集団編成を工夫したとしても、必ずしも子どもどうしのかかわりが豊かになるわけではなかった。実践では、むしろ多様な子どもがいることによって、当初は障害の重い子どもたちに対する蔑視や差別的な言動も多く、そこでは、子どもが互いに認め合えるようになることを職員たちは「ヨコへの発達」として捉えようとしていた<sup>46)</sup>。田中はこのような実践の成果を踏まえつつ、次のように述べている。

各フィードバック操作特性の交換性をたかめる方向において働くなかで役割交代をし、仲間としての連帯をつよめることによって、それまで絶対的とおもわれていた尺度の意味が相対的にちぢまり、変わっていく。そのことにより集団全体が高まり、その中で個人の発達を達成していく。このように、発達を個人の単位としてだけとらえるのでなく、おたがいをひとしく人間としてみとめていく教育者もふくめた集団のたかまりの中でとらえることが必要である<sup>47)</sup>。

職員たちが認識していたのと類似した事例を、田中は「認め合える」関係というよりも、「集団のたかまり」として把握している点は留意しておきたい。この点が、やはり可逆操作によって「ヨコへの発達」を認識しようとした田中の独自性であると言えるだろう。そのような田中の「ヨコへの発達」論によってこそ、集団への注目を媒介としながら、個人の発達と社会変革とを結ぶ「発達保障論」が構築し得たと考えられる。

#### 5. おわりに

本稿で議論してきたことを簡潔に整理しておきたい。「ヨコへの発達」は1960年代前半に近江学園の実践現場から生まれてきた考え方であったが、田中は1960年代半ばに着想した「可逆操作」という概念によって「ヨコへの発達」を定義づけ、その独自の発達段階論に位置づけた。そのことによって、従来は健常児との比較によって劣弱性や発達限界論が強調されていた重度の障害児も含めて、すべての子どもの発達の道筋は共通であることを田中は主張できるようになった。

そして、このような発達の道筋の共通性・普遍性へ の認識は、障害の有無に関わらずすべての子どもの発 達はひとしく価値をもつことを田中に意識させること になった。しかし、その一方で、社会効用論に教育・ 福祉が大きく影響を受けていた当時の日本社会におい ては、そのような発達観にもとづいて実践・施設づく りを進めるのでは差別への奉仕にしかならないと考え た田中は、社会全体の発達認識を変える必要を認識 し、個の発達と社会変革とを結ぶ発達論のグランド・ セオリーの構築へと向かうこととなった。現状を子ど もたちの発達権が奪われている状況として捉え、発達 権保障運動を拡大していくことによって、個の発達と 社会変革とが連関しながら実現できると考えた。その とき、「ヨコへの発達」は運動の拡大を意味する概念 としても使用され、その意味に於ても「ヨコへの発達」 はこの発達と社会変革とをつなぐ媒介として機能した のである。

また、教育実践においては、田中は「異質な複数集団の保障」によって、子どもが多様な人・集団とかかわりをもつなかで「ヨコへの発達」が達成できると考えた。筆者がこれまでの研究において明らかにしたように、実践において職員たちは子どもどうしの関係において「ヨコへの発達」を把握していたが、子どもが「外界に主体的に働きかける」ことを基礎とする可逆操作概念に依拠するかぎりにおいて、田中はあくまでも「集団」論にこだわることとなった。その後も、実践の進展に伴い、集団編成における生活年令の位置づけを重視するようになるなど深化が進められたが、1960年代前半には捉えられていたような子どもどうしの「関係」を重視する視点はそこでは後景に退くこととなった。

以上のように「ヨコへの発達」に注目することによって、これまで上手く論じられてこなかった田中の発達段階論と社会変革を見据えた発達論との関連について立体的に描出することができた。また、「ヨコへの発達」がその媒介となったことによって、田中の集団論も含めて興味深い議論がいくつもみられたものの、1970年代以降には十分に理論化されずに使用されなくなっていくという過程について見通しを得ることもできたのではないか。

最後に、今後の課題について示しておきたい。一つは発達保障論における集団論の検討である。本稿で示した集団論に代わって、1970年代には共同教育論やそこでの基礎集団論が盛んに議論されるが、その点について「ヨコへの発達」をめぐる歴史のなかで検討す

る余地があると思われる。もう一つは、「ヨコへの発達」を媒介とすることによって構想された田中の発達論についてである。それはいわゆる「全面発達」の思想として捉えることができるが、障害児教育にかぎらず、戦後教育学の主流派を形成した議論とも重なる。発達を軸とした教育学が1970年代に成立していく過程において、「ヨコへの発達」や障害児教育における発達保障論がいかに影響を与えたのかは、戦後教育史研究における重要な課題の一つであると思われる。

#### 注

- 1)表現には「ヨコの発達」、「横への発達」などいくつかのバリエーションが見られるが、本稿では引用部分を除いて、「ヨコへの発達」で統一する。
- 2) 田中昌人の経歴については、大泉溥 2011.「発達保障論の生成 と実践現場での発達研究―若き日の田中昌人の場合―」(『人間発 達研究所紀要』第22・23号合併号、pp.102-134.) などに詳しい。
- 3) 荒川智 2019. 「発達保障とは何か」越野和之・全障研研究推 進委員会編『発達保障論の到達と論点』全国障害者問題研究会出 版部, pp.20-22.
- 4)中村隆一 2013. 「発達保障論生成過程における発達研究のあ ゆみとその意義」 『人間発達研究所紀要』 第26号, pp.107-117.
- 5) 中村満紀男 2019. 「高度経済成長下での分離的特殊教育の発展と権利としての障害児教育の提起」中村満紀男編『日本障害児教育史【戦後編】』明石書店, pp.331-340.
- 6) 近江学園研究室 1967.「教育活動への報告」(田中昌人 1997.「全障研の結成と私の発達保障論」全国障害者問題研究会編『全障研三十年史』全国障害者問題研究会出版部, p.550.を参照した)。
- 7) 丸山啓史 2012. 「発達保障とはどういうことか?」丸山啓史・河合隆平・品川文雄『発達保障ってなに?』 全国障害者問題研究会出版部, pp.2-4.
- 8) たとえば、土岐邦彦 2010.「タテへの発達とヨコへの発達」 茂木俊彦ほか編『特別支援教育大事典』 旬報社、p.748.
- 9) 中村隆一, 前掲論文 (2013) や中村隆一 2003. 「人間発達に おける階層―段階理論にかかわって」全国障害者問題研究会編 『障害者問題研究』第31巻第2号, pp.152-160. などがある。
- 10) 中村隆一 2015. 「発達保障論の誕生と『講座発達保障への道』 全国障害者問題研究会編『障害者問題研究』第43巻第2号, 143-151. や加藤直樹 2007. 「集団と発達保障(1)」全国障害者問題研 究会編『障害者問題研究』第35巻第2号, pp.155-159. などがある。
- 11) 重髪あかり 2021. 『近江学園・びわこ学園における重症児者 の「発達保障」—〈ヨコへの発達〉の歴史的・思想的・実践的定 位—』風間書房.
- 12) 森和宏 2021.「近江学園における『ヨコへの発達』概念の再検討―実践における集団編成に着目して―」日本教育学会『教育学研究』第88巻第4号, pp.92-103.
- 13) 森和宏 2022. 「発達保障論における『ヨコへの発達』概念の 変容―全国障害者問題研究会の結成(1967年)前後の議論を手が

- かりとして一」東京大学大学院教育学研究科基礎教育学研究室 『研究室紀要』第48号, pp.115-125.
- 14) 中村隆一, 前掲論文 (2013).
- 15) 垂髮, 前掲書 (2021).
- 16) 森, 前掲論文 (2021).
- 17) 近江学園 1958. 『近江学園年報』第8号, p.182.
- 18) 同上, p.233.
- 19) 田中昌人 1958.「精神薄弱児の理解の仕方をめぐって」(大泉 溥編『日本の子ども研究―明治・大正・昭和―第13巻 田中昌人 の発達過程研究と発達保障論の生成』クレス出版』所収, p.111 を参照した).
- 20) 近江学園 1961. 『近江学園年報』第9号, p.220.
- 21) 森, 前掲論文 (2021).
- 22) 近江学園 1963. 『近江学園年報』第10号, p.115.
- 23) 田中昌人 1974.「障害児の発達をどう保障するか」小川政亮 編『障害者と人権』時事通信社, p.142.
- 24) 田中昌人 1995.「発達における『可逆操作の高次化における 階層-段階理論』の形成過程と理論化の現段階」日本教育心理学 会『教育心理学年報』第34巻, pp.21-24.
- 25) 近江学園 1965. 『近江学園年報』第11号, p.26.
- 26) 田中昌人・田中杉恵・長島瑞穂 1967.「第4報告 発達保障 の立場から」日本心理学会第31回大会シンポ「幼児の行動発達と 就学年齢」(大泉, 前掲書(2011), pp.74-75. を参照した).
- 27) 田中昌人 1966. 「精神薄弱児の発達(i6) 発達の権利をかちとり差別をなくすために-1-」日本精神薄弱者愛護協会編『愛護』 第98号. p.31.
- 28) 田中昌人 1966. 「精神薄弱児の人格形成―とくに研究方法に ついて―」日本教育心理学会『日本教育心理学会第8回大会発表 論文集』、pp.462-463.
- 29) 同上.
- 30) 同上.
- 31) 同上.
- 32) 田中昌人 1966. 「精神薄弱児の発達(I8) 発達の権利をかちとり差別をなくすために-3-」日本精神薄弱者愛護協会編『愛護』第100号, p.30.
- 33) 森, 前掲論文 (2022).
- 34) 田中昌人 1968.『障害児・者の発達保障をかちとるために― 映画「夜明け前の子どもたち」の製作運動から学んだもの―』全 国障害者問題研究会東京支部、pp.32-33.
- 35) 田中昌人は、質的に異なる複数の集団を子どもに保障する必要があると提起した。この点についても「ヨコへの発達」同様、表現にはいくつかのパターンがあるが、煩雑さを避けるため、引用部分以外では"「異質な複数集団の保障」論"に統一した。
- 36) 近江学園, 前掲書 (1963), p.115.
- 37) 森, 前掲論文 (2021).
- 38) 近江学園, 前掲書 (1963), p.115. 付言すれば, ここでの「同質・等質・異質」はそれぞれ同一発達段階のなかでも能力の近い人たちの集団, 同一発達段階の人達の集団, 発達段階の異なる人たちからなる集団のことを指している。
- 39) 田中昌人・田中杉恵・長嶋, 前掲論文 (1967), p.75.
- 40) 田中昌人 1967. 「全障研結成大会基調報告」(全国障害者問題 研究会編 1997. 『全障研三十年史』 p.734. を参照した).

- 41) 田中昌人 1968.「精神薄弱者の職場適応をめぐる考察」労働 省職業安定局『精神薄弱者の職場適応』(大泉,前掲書 (2011), pp.446-447.を参照した).
- 42) 田中昌人 1968. 「精神発達と教育課程」(大泉, 前掲書 (2011), p.83を参照した).
- 43) 田中昌人, 前掲論文 (1968) 「精神薄弱者の職場適応をめぐる 考察」.
- 44) 森, 前掲論文 (2021).
- 45) 田中昌人 1970. 「『精神薄弱児』の発達を促進させるための指導をめぐって一発達保障をめざす実践活動から一」日本教育心理学会第12回大会,(日本教育心理学会編 1971. 『教育心理学年報』第10集, p.68. を参照した).
- 46) 森, 前掲論文 (2021).
- 47) 田中昌人 1968.「精神発達と教育課程」(大泉, 前掲書 (2011), p.82を参照した).

(指導教員:小国喜弘教授)